

議 案 第 6 6 号

松戸市手数料条例及び松戸市地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例及び松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築基準法等の改正に伴い、用途規制の特例許可等に係る手数料を整備等す
るため。

松戸市手数料条例及び松戸市地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市手数料条例の一部改正)

第1条 松戸市手数料条例(昭和27年松戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4第1項の表及び第3項の表中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第4第5項の表1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表7の項の次に次のように加える。

7の2 法第48条第16項第1号の規定による特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築等許可申請手数料	1件につき 120,000円
7の3 法第48条第16項第2号の規定による特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築許可申請手数料	1件につき 140,000円

別表第4第5項の表11の項中「第53条第5項」を「第53条第6項」に改め、同表38の3の項の次に次のように加える。

38の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	用途変更に伴う2以上の工事の全体計画認定申請手数料	1件につき 28,000円
38の5 法第87条の2第2項の規定による既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	用途変更に伴う2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	1件につき 28,000円
38の6 法第87条の3第5項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	用途変更による建築物一時使用許可申請手数料	1件につき 120,000円
38の7 法第87条の3第6項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	用途変更による建築物一時使用許可申請手数料	1件につき 160,000円

(松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年松戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第4項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、同号を同項第

8号とし、同項第6号中「以下この号において「老人ホーム等」を「以下「老人ホーム等」に改め、「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第8条第3項において「宅配ボックス設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分

第8条第3項第1号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同項第2号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「及び貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同項第3号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に、「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同号に次のように加える。

カ 宅配ボックス設置部分 100分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。